

○岡山県警察自転車防犯登録事務取扱要綱の制定について(通達)  
(平成 22 年 3 月 10 日岡生企第 293 号/岡地第 100 号/岡交企第 140 号/岡情第 129 号  
警察本部長例規)

改正 令和 2 年 9 月 23 日岡生企第 542 号、岡地第 293 号、岡交企第 423 号、岡情第 273 号

各部長  
首席監察官  
各統括官  
各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察自転車防犯登録事務取扱要綱を制定し、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、自転車防犯登録の実施について(通達)(平成 10 年 12 月 22 日岡生企第 473 号、岡地第 800 号、岡交企第 382 号、岡情第 192 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察自転車防犯登録事務取扱要綱

#### 1 目的

この要綱は、自転車防犯登録事務の取扱いについて必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

#### 2 準拠

自転車防犯登録事務の取扱いについては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。)その他に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 3 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 防犯登録 自転車の盗難予防と被害回復に資するため、自転車を利用する者の氏名又は名称及び住所、車体番号、車体の形状その他当該自転車の同一性を認識するために必要な事項について、指定団体が行う登録をいう。
- (2) 指定団体 規則に基づき、岡山県公安委員会が指定した防犯登録を行う団体をいう。
- (3) 防犯登録所 自転車を利用する者の申出により、自転車防犯登録カード(以下「登録カード」という。)を作成し、自転車に自転車防犯登録番号標を貼付する業務を行う指定団体の会員である自転車販売店等をいう。
- (4) 変更  
登録カードの内容のうち、当該自転車を利用する者の氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更することをいう。

## (5) 削除

防犯登録を削除することをいう。

### 4 防犯登録の推進

警察署長(以下「署長」という。)及び生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、防犯登録を推進するため、市町村等の関係行政機関、指定団体等と連携し、自転車を販売し、又は利用する者に対し、防犯登録の義務化について広報啓発活動を行うものとする。

### 5 データの入力

生活安全企画課長は、指定団体から登録カードのデータの送付を受けた場合は、汎用電子計算機に入力するために必要な措置を講じた後、警務部情報管理課長(以下「情報管理課長」という。)に入力を依頼すること。

### 6 データの変更及び削除

生活安全企画課長は、指定団体から変更通知書又は削除通知書のデータの送付を受けた場合は、必要な措置を講じた後、速やかに情報管理課長に送付し、情報管理課長は、受領したデータの内容に基づき、汎用電子計算機に登録されたデータの変更又は削除を行うこと。

### 7 市町村からデータの提供を求められた場合の措置

生活安全企画課長及び署長は、市町村の条例で定めるところにより、市町村長から撤去した放置自転車に関するデータの提供を求められた場合は、返還事務に必要な最小限の範囲で速やかに回答し、返還事務以外の目的に使用しないよう指導するとともに、処理結果を明らかにしておくこと。

### 8 情報の守秘

職員は、防犯登録に関する情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

### 9 データの保存期間

汎用電子計算機に登録したデータは、原則として登録後 10 年間保存すること。

### 10 実施要領等の周知

指定団体が定める防犯登録の実施要領及び個人情報保護規程は職員へ周知する。